

コンビニ交付システム調達業務 仕様書

西いぶり広域連合

令和8年5月

目次

1. 事業概要.....	1
(1) 目的	1
(2) 各市の概要	1
2. 調達内容.....	1
(1) 業務内容	1
(2) 稼働時期	1
(3) 調達方針	1
(4) 対象証明書	2
(5) コンビニ交付システムの運用時間	2
3. システムの要件.....	3
(1) 証明発行サーバ	3
(2) データ連携システムの構築.....	3
(3) 運用管理システムの構築.....	4
4. システム導入要件	4
(1) 進捗管理	4
(2) システム確認試験の支援.....	5
(3) 操作研修	5
(4) 初期データセットアップ.....	5
(5) 支援	5
5. 運用・保守要件.....	5
(1) データセンター内におけるシステム運用	5
(2) システム保守.....	5
(3) ハードウェア保守.....	6
(4) 障害対応	6

1. 事業概要

(1) 目的

西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）は、証明書交付時間帯及び交付場所の大幅な拡充を図り、市民が必要な時に容易に証明書を手入できる環境を室蘭市、登別市及び伊達市（以下、「各市」という。）に対し個人番号カード等を活用したコンビニエンスストアにおける証明書自動交付システム（以下、「コンビニ交付システム」という。）を整備し、各市に対しサービスとして提供することにより、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(2) 各市の概要

	室蘭市	登別市	伊達市
人口（令和8年3月末）			
男	38,634人	20,204人	14,030人
女	37,507人	22,111人	16,253人
計	76,141人	42,315人	30,283人
世帯数（令和8年3月末）	42,174世帯	23,513世帯	17,192世帯
証明書発行件数（令和7年度実績）			
住民票の写し発行数	12,000件	4,114件	5,100件
印鑑登録証明書発行数	8,500件	2,759件	3,842件
課税・所得証明書	1,300件	430件	776件
戸籍証明書	4,000件	695件	1,433件
戸籍附票	500件	90件	140件

2. 調達内容

(1) 業務内容

業務内容は以下の通りとする。詳細な要件は、「3. システムの要件」で定める。

- ① 証明発行サーバの構築またはサービス利用
- ② データ連携システムの構築またはサービス利用
- ③ 運用管理システムの構築またはサービス利用

(2) 稼働時期

令和9年3月末までにサービスを開始すること。

なお、具体的な稼働時期については、別途協議とする。

(3) 調達方針

次に掲げる事項を基本方針としてコンビニ交付システムの構築を行い、既存システムとの連携を確実に行うとともに、セキュリティ対策、各市職員の作業負担の軽減策等を講じ、業務継続性のある安定的かつ効率的な運用を実現できること。

① 作業負担の軽減

安全かつ最適な導入スケジュールを計画・立案し、データセットアップ、既存システムとの連携等をできる限り作業負担の軽減ができる方法により実現する。

② 低廉及び効率的なシステムの導入

ア. 各市の人口規模、証明書発行等の運用実績等を考慮し、サービスの利用期間中の円滑な運用を可能とする最適なシステムを構築する。

イ. 市民サービスの向上に資することは当然のことながら、コストについても十分に考慮し、証明書コンビニ交付システムの導入費用のみでなく、運用管理経費を含めた総コストの低廉化を図る。

ウ. 構築するコンビニ交付システムは拡張性のあるシステムとする。

(4) 対象証明書

コンビニ交付システムで交付する証明書は以下とする。

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 課税・所得証明書
- ・ 戸籍証明書
- ・ 戸籍附票

(5) コンビニ交付システムの運用時間

- ・ 取扱時間：6時30分から23時までとする。
- ・ 休止日：地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）の運休スケジュールに準ずる

3. システムの要件

(1) 証明発行サーバ

① 基本要件

- ア コンビニ交付システムの実現方法は、LGWAN-ASP 方式とする。
- イ J-LIS の仕様に準拠し、コンビニのキオスク端末からの証明発行要求を受けて、証明書の PDF データ（表面）を作成できるようにすること。
- ウ 証明書の様式は、原則受託事業者のパッケージシステム標準様式とする。
- エ 個人番号制度により導入される個人番号カードの公的個人認証サービス（JPKI）を用いた本人認証の仕組みとすること。
- オ サービス稼働後の証明書様式変更や対象証明書追加の際に稼働済みサービスを停止する必要がないようにすること。
- カ 特定個人情報に関する安全管理措置ガイドラインに則り処理すること。
- キ 証明発行サーバは冗長化構成とし、ハードウェアに起因する障害が発生しても業務への影響を最小限にすること。
- ク LGWAN への接続は冗長化されていること。

(2) データ連携システムの構築

① 基本要件

- ア 住民基本台帳システム・税務情報システム（以下、基幹システムと略記）と異動データの連携が可能であること。
- イ アの連携が正常に行われているか監視できる機能を有すること。
- ウ 基幹システムとの整合性を検証できる機能を有すること。
- エ 基幹システムで発行制限されている場合（DV等）、連携してコンビニ交付についても発行制限できるようにすること。
- オ 文字情報は基幹システムから連携されるデータを取り込み、窓口発行の証明書と同一の字形が表現できるようにすること。これを実現するために、連携データの文字コード変換や文字変換（同定）は行わないこと。
- カ 稼働後に随時発生する外字情報は、基幹システムから出力されるデータを取り込むこと。
- キ 基幹システムからの異動情報等を証明発行サーバに連携する機能を備えた連携サーバを構築すること。

② 基幹システムから出力する連携データ仕様

- ア 基幹システムからは、証明書情報（住民票・印鑑証明・税証明・戸籍証明書・戸籍附票の発行に必要な情報）、シリアル番号情報（利用者証明用電子証明書の情報）とする。なお、データ連携に必要な連携サーバ等を用意すること。基幹システム側はこの連携サーバ等への連携とする。
- イ 証明書情報及びシリアル番号情報のレイアウトは、原則受託事業者が指定するレイアウトとするが詳細については別途協議とする。
- ウ ファイル形式は CSV 形式とする。
- エ 連携データの文字コードは Unicode とする。

オ 基幹システムからの連携データは行政事務標準文字とする。

カ 印影イメージは、BMP ファイルのバイナリデータとし、バイナリデータは BASE64 形式でエンコードとする。

キ 外字情報は、既存システムから外字ファイル (EUDC.tte) で連携する。転入・出生などにより新規発生する都度、随時連携する。

③ 戸籍システムとの連携について

ア 連携方式は、PDF 連携とすること。

イ 連携の詳細については別途協議とする。

(3) 運用管理システムの構築

① 機能要件

運用管理システムは、以下の要件をすべて満たし、各市職員が操作できること。

ア 共通機能

・庁内の情報共有を円滑にできるよう、他課へのお知らせが入力・照会できること。

イ 証明書発行履歴の照会、出力

・コンビニでの証明発行履歴について、発行日時や利用者など様々な条件で検索し、照会できること。

・発行履歴照会画面では、証明書出力条件（世帯一部等）や手数料、発行したコンビニ店舗が確認できること。

・また、コンビニ交付の利用者だけでなく、誰の証明書が交付されたか検索できること。

ウ 証明書発行要否の設定

・利用者毎、証明書毎に発行要否を設定できること。

・また、各市が指定した年齢未満の住民の交付要求を禁止できること。

・ただし、住民の申請に応じて、「発行可能年齢」未満であっても発行できるようにすること。

エ 変更予約

・証明書に印字する首長名や公印、発行手数料などについて変更予約ができること。

オ 操作者管理

・システム操作者の ID やパスワード、操作権限等が管理できること。

カ 証明書発行統計

・証明書発行統計を確認できること。

キ 不整合リスト CSV 取り込み

・J-LIS 提供の BOS（業務運用システム）から出力された不整合リスト CSV ファイルをシステムに反映し、発行履歴を追加・修正できること。

② 利用要件

ア 運用管理システムは各市に設置済み機器からブラウザでシステムを利用できる Web 型のシステムとする。

4. システム導入要件

(1) 進捗管理

- ・契約締結後速やかに、ISO9001 に準拠したシステム導入プロジェクト計画書（内容については別途協議）（以下、「プロジェクト計画」という。）を広域連合及び各市に提出し、それぞれから承認を得ること。
 - ・承認後はプロジェクト計画に基づき本件業務を進めること。
- (2) システム確認試験の支援
- ・システム確認試験（工程試験 1～3 及び実店舗試験）は、各市で実施する。
 - ・受託事業者は、事前打ち合わせや問い合わせ対応等、支援すること。
- (3) 操作研修
- ・構築するシステムの操作方法等について研修を行うこと。
 - ・なお、研修に使う資料は受託事業者で用意すること。
- (4) 初期データセットアップ
- ・システムの導入時に基幹システムの初期データを全件セットアップすること。その受渡方法、時期及び回数等については別途協議する。
 - ・初期データセットアップの作業計画の立案にあたっては、各市職員の作業負担が軽減されるように配慮すること。
- (5) 支援
- ・本件業務により必要となる J-LIS 等への各種申請等に際しては、可能な範囲で誠意をもって支援すること。

5. 運用・保守要件

運用及び保守については、本件業務完了後に受託事業者と別途契約するが、以下について対応可能なこととする。

(1) データセンター内におけるシステム運用

- ・データセンターにおける運用監視業務は、受託事業者の社員が 24 時間 365 日体制で有人監視し、異常を予兆段階で早期に発見する等して障害を未然に防ぐこと。
- ・サーバやネットワーク機器の稼働状況、個人情報保管されたサーバへのアクセス状況監視、アクセスログ保管を監視すること。
- ・また、一日複数回、目視によりサーバやネットワーク機器の稼働状況を監視すること。
- ・データの保護並びにシステム障害発生時の円滑なデータの調査及び復旧のため、必要なデータ等をバックアップし保管すること。
- ・データセンター内の入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（生体認証）により、許可された者のみ入退室が可能なこと。
- ・サーバルームのラックは不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。
- ・受託事業者は社員に対して、個人情報の保護に関する教育を定期的実施すること。
- ・J-LIS の LGWAN-ASP 提供事業者向け各種規定に則り管理、運用及び各市へサービス提供されていること

(2) システム保守

- ・システムの定期的なメンテナンスを行うこと。
- ・ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスを行うこと。

- ・ソフトウェアのバージョンアップやバグの修正を適用する時は十分な検証を行い、適用すること。なお、適用するときは必ず広域連合及び各市の担当者と事前に協議すること。
 - ・OS等基本ソフトのバージョンアップやセキュリティパッチの適用に対応すること。
 - ・基幹システムとの整合性の検証を定期的（年1回程度）に行うこと。
 - ・問合せ先を明確にし、即座に対応が可能なこと。
 - ・作業を行った場合、必ず作業報告を行うこと。
- (3) ハードウェア保守
- ・ハードウェアの故障に関しては、交換等故障復旧作業を行うこと。
- (4) 障害対応
- ・導入業務及びサービス提供業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行うこと。

以上